

歯周疾患検診受診券の有効期限について

【平成 26 年度歯周疾患検診対象者】

平成 26 年度に対象となる方

40 歳の方(昭和 49 年 4 月 1 日～昭和 50 年 3 月 31 日生まれ)
50 歳の方(昭和 39 年 4 月 1 日～昭和 40 年 3 月 31 日生まれ)
60 歳の方(昭和 29 年 4 月 1 日～昭和 30 年 3 月 31 日生まれ)
70 歳の方(昭和 19 年 4 月 1 日～昭和 20 年 3 月 31 日生まれ)

【検診実施期間】 平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日まで
※実施期間を過ぎますと公費助成による検診は受けることができません。

【自己負担金】 無 料(全額公費助成)

【持 ち 物】 受診券(対象者には個別通知されています)

【受診委託医療機関】

歯周疾患検診実施医療機関	住 所	電話番号
渡 辺 歯 科 医 院	徳山 336 - 1	(57) 2666
山 本 歯 科 医 院	徳山 852	(57) 2120
小 林 歯 科 医 院	上長尾 831	(56) 1815
小 澤 歯 科 医 院	下長尾 256 - 4	(56) 0023
本 川 根 歯 科 医 院	東藤川 1117 - 7	(59) 3361

【そ の 他】 検診以外の治療等を行った場合の費用は自己負担となります。

【問】生活健康課・健康室 ☎(56) 2222

歯周疾患検診受診券の有効期限が近づいています。まだ受けていない方はお早めに受診してください。

「教えて！あなたの応援隊♪」 エピソード募集します



「ふじさんっこ応援隊」に応援してもらったエピソードを教えてください！
子育てで困ったとき、「ふじさんっこ応援隊」に助けられた経験はありませんか？
静岡県では、子育てが楽しくなった活動や子育てを助けてもらった活動など、心温まるエピソードを募集します。

- ▶ 応募対象 子育て中の県民の皆さんならどなたでも可(祖父母も可)
- ▶ 応募方法 応募用紙を静岡県子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」からダウンロードし、応募用紙にエピソードを御記入の上、郵送、ファックス、メールで御応募ください。
- ▶ 応募特典 応募者の中から抽選で 50 名に 1,000 円分の図書カードを進呈
- ▶ 応募締切 平成 27 年 2 月 27 日(金)
- ▶ そ の 他 応募いただいたエピソードは、「ふじさんっこ☆子育てナビ」で御紹介します。静岡県子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」
(URL : <http://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/>)

【問】静岡県健康福祉部こども未来課 ☎ 054(221) 3546

川根本町福祉課・福祉室

☎(56) 2224



エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局を担当。5代目緑のふるさと協力隊員。愛媛県出身。
かんとぅ み き
神東 美希さん

地域コーディネーター 神東美希の

エコツアー日記

シーズン3

川根本町の魅力をPRするエコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとぅ み き 神東美希 ☎(58)7077

今回は農業と観光のお話。特に農業に携わる方、ご熟読ください。

従来の観光が行き詰まり、新しい観光が目立っています。従来の観光とは、収益と集客を目的とした観光。それらを重視したために観光が「地域離れ」を起こし、地域の魅力を感じられないものになってしまいました。

そこで台頭したのが新しい観光。従来の観光用ではない、地域ならではのネタを使った観光で、エコツアーの活動もこれに当たります。農家の皆さんにも、新しい観光の魅力を知って、ぜひ利用していただきたいのです。

農家が観光に取り組む際に大事なことは、最初の入口を間違わないこと。「今の農業が儲からないから観光をやって副収入にしようか…」ダメです!! 観光のために農業を使っははいけません。農業を元氣

にするために観光を使ってください。観光は手段です。

どんなにいいお茶でも、棚に並べて売ればタダのお茶。モノの背景にあるストーリーを売る、それこそがオンリーワン!! 交流を介して地域の一人ひとりが主役になれるのが、新しい観光の魅力でもあります。

工コツアーでは11月に自然薯組合と一緒に「自然薯掘り&調理体験」を行いました。正直、1回のプログラムで得る利益なんてたかが知れています。でも川根自然薯のPRだと考えれば実に効果的です。お客様は確実にファンになり、リピーターになってくださいます。

自分の作ったものがどこでどのように消費されているか知らないのが現状。観光であれば消費者の反応を生で感じられます。「おいしい、おいしい」と食べてくれる姿を見て喜ばない生産者はいません。観光

は人と人との出会いを演出するための手段でもあり、新しい発想、やる気を生むことができるのです。

というわけで農家の皆さん、観光やりませんか? 「観光の力で農業を元気にしたい!」と思った方、全力でサポートしますので、一緒にやりましょう!!



雨の中、自然薯農家さんが収穫を上演。川根の自然薯だけではなく、人の温かさも感じていただけたのではないのでしょうか?

川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコツアー日記」もお楽しみに! <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者控除の適用となる場合があります!

介護保険の要介護認定を受けている場合、身体障害者手帳や療育手帳を持っていなくても、確定申告において障害者(特別障害者)控除の対象となることがあります。対象となるかは、毎年12月31日現在の自立度、認知度の程度によって決まります。

控除は、申請により町が発行する認定書を、確定申告の際に提出することで受けられます。前年に控除を受けられた方も、今回控除を希望する場合には再度申請が必要となりますので、ご注意ください。認定書の申請は福祉課または総合支所福祉介護室にて随時受付しています。ご不明な点はお問い合わせください。

【問】 福祉課・長寿介護室 ☎(56)2224
総合支所・福祉介護室 ☎(58)7071